

全日本不動産協会兵庫県本部本部長 様

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎



市有財産売却の媒介依頼書

下記の市有財産売却の媒介について、豊岡市市有財産売却の媒介に関する事務取扱要綱第3条第1項の規定により依頼します。

記

1 媒介を依頼する市有財産

分類	物件 番号	財 産 区 分	所在地番 又は所在地	地 目 又は種類	地積又は 床面積 (㎡)	売却提示価格 (円)
I 類 II 類	05- 01	土地 建物	豊岡市日高町道場 157 番地 の 1 (旧静修小学校)	土地： 学校用地・ 雑種地 建 物：3 棟、鉄筋コ ン ク リ ー ト・鉄骨造 2階他	土地： 8,087.59 建物：3棟 1,993.53	39,600,000

※分類のⅠ類の物件は審査を行いません。Ⅱ類の物件については、第8条第2項の規定により審査を行います。該当する扱いの分類に□を付けています。

※価格条件： 最低売却価格としています。この価格は、建物は地域の活性化に資する跡地活用を促進するため無償譲渡することとし、土地の価格のみの設定としています。

※ 媒介業者は、申込者に対して媒介手数料を請求することができませんのでご注意ください。

2 依頼期間 本日から市が市有財産売却の媒介依頼の中断・中止通知をするまで

3 契約条件 この物件は分類がⅡ類であるため、対象物件を購入しようとする者は、市が下記のホームページで公表する「旧静修小学校利活用事業公募型プロポーザルの実施」に示す使用条件、応募資格等に基づいて応募申込書を提出のうえ、買受希望による企画提案書等を提出し、審査を経て契約候補者となれば仮契約を締結し、議会の議決を得るなど、所要の手続きを経た上で本契約を締結することとなります。

<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/shiyuzaisan/1018914/1018970/index.html>

4 物件資料等

(1) 物件位置図



[旧静修小学校](#) 「Google Map ページへ」

二次元コードを読み取るか、旧学校名をクリックすると、Google Map上で位置を参照できます。携帯電話等を使用する場合、データ通信料が発生します。

- (2) 物件用途条件等： II類であるため、売却条件、物件資料等の情報は、下記の豊岡市のホームページの「旧静修小学校利活用事業公募型プロポーザルの実施」でご確認ください。



<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/shiyuzaisan/1018914/1018970/index.html>

【問合せ先】

豊岡市 資産活用課

担当：久保川・植田

電話：0796-21-9129

E-mail shisan@city.toyooka.lg.jp